

## 評価専門委員会について（案）

### 1. 趣旨

ご存知のように ERL 計画推進室は昨年度の「ERL 総括委員会」を経て、今年度からは KEK 内の組織としては廃止されております。

しかし、加速器技術としてどこまで完成し、どのような問題が残されているかということの評価する必要があることから、今年度一年間に限りまして、ERL 計画推進委員会は継続し「ERL 計画推進委員会規程第 7 条」に基づく「評価専門委員会」を設けて、当委員会で ERL 計画に関する評価を実施し、推進委員会へ報告するものである。

については、ERL 計画推進委員会内に、別添「ERL 計画評価専門委員について（案）」のとおり「評価専門委員会」を設置する。

### 2. メンバー

国内の有識者のうちから推進委員長が委嘱する者をもって組織する。

### 3. スケジュール

○ 7 月 7 日 評価専門委員会設置

- ERL 計画成果報告書作成 -

○ 10 月～11 月頃 評価専門委員会開催

- 評価専門委員会報告書作成 -

○ 12 月頃 第 2 回 ERL 計画推進委員会開催

- ERL 計画推進委員会評価報告書公開 -

## ERL計画評価専門委員会について（案）

### （設置）

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 ERL 計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に評価専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 委員会は、ERL 計画における研究活動及びそれに係る施設整備、共同利用体制等について、評価し、推進委員会へ報告書を提出する。

### （組織）

第3条 委員会は、国内の有識者のうちから推進委員長が委嘱する者をもって組織する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進委員会における報告書の承認を得るまでの期間とする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから推進委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

### （招集）

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が推進委員会委員長と協議の上これを招集する。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、研究協力部研究協力課において処理する。

### （その他）

第8条 この定めのほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会において定める。

## 附 記

1. この定めは、平成29年7月7日から実施する。

2. この定めは、推進委員会における報告書の承認をもって廃止する。